

5 個人演説会の会場使用回数等に関する調

(1) 個人演説会の会場数に関する調

(単位 カ所)

開票区 区 分		北区第2	東 区	計
法第 161 条第 1項 第1 号の 施設	小 学 校	28	28	56
	中 学 校	14	※ 14	28
	高 等 学 校	1	0	1
	養 護 学 校	1	0	1
	幼 稚 園	1	1	2
	公 民 館	0	0	0
	小 計	45	43	88
法第 第2 161 号 条 の 第 1施 項設	市 民 会 館	0	0	0
	地 区 セ ン タ ー	4	3	7
	区 民 セ ン タ ー	1	1	2
	コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー	1	0	1
	地 区 集 会 所	1	0	1
	小 計	7	4	11
法第 第3 161 号 条 の 第 1施 項設	地 区 会 館 等 集 会 所	6	7	13
	市 営 住 宅 集 会 所	4	5	9
	そ の 他	1	0	1
	小 計	11	12	23
合 計		63	59	122

※ 東区の中学校には「開成中等教育学校」を含む。

(2) 個人演説会等の会場使用回数に関する調

(単位 回)

区分	施 設 の 使 用 回 数						合 計	
	法第161条第1項 第1号の学校及び 公 民 館		法第161条第1項 第2号の公会堂		法第161条第1項 第3号の市の選挙管理 委員会の指定した施設			
	開票区	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担	公費負担		
北区第2	0	0	0	0	0	0	0	0
東 区	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0